

# 研究助成事業 運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人災害科学研究所（以下「当法人」という。）が実施する研究助成事業（以下「本事業」という。）について、その申請方法及び選考方法を定めるものである。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、当法人の研究員のほか、大学、企業、公共団体、及び公益法人に所属する理工学系研究職、又はこれと同等の経歴を有する者で、当法人の定款の趣旨に賛同する者とする。

(助成内容)

第3条 本事業は、研究費助成事業、出版助成事業、外国人研究者講演支援事業、海外研修助成事業、及びその他定款第4条に規定する事業に係る助成事業で構成される。

- 2 研究費助成事業は災害（自然災害、人為災害、事故）に関する研究費の一部を助成する。助成対象者は事業終了後1ヶ月以内に実施報告書を提出する。
- 3 出版助成事業は、研究報告書等を出版する際に費用の一部を助成する。助成対象者は、事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（出版図書）1部を提出する。
- 4 外国人研究者講演支援事業は、外国人研究者を本邦に招き、最先端の知識と情報等に係る講演会を開催する際に講演料等の一部を助成する。助成対象者は、事業終了後1ヶ月以内に実施報告書を提出する。
- 5 海外研修助成事業は、国際会議での研究成果発表と討議等に係る海外研修に際し、渡航費・滞在費の一部を助成する。助成対象者は、事業終了後1ヶ月以内に実施報告書を提出する。
- 6 助成の額は、別途定める。

(研究助成部会)

第4条 本事業の申請及び選考は、理事長が別に定める研究助成部会が所掌する。

- 2 申請方法は、申請要項をホームページに掲載し、助成希望者を募集する。但し、申請は毎年度1回を原則とするが、当法人の研究員は、事業実施時期の1ヶ月前までに申請することを原則とする。
- 3 申請のあった助成については、申請内容を検討のうえ助成対象を選考する。

(審査方法)

第5条 助成実施の審査は、理事長が委嘱する運営委員会にて行う。運営委員会は、研究助成部会が選考した助成対象について、当法人の定款及び本規程等への適合性を審査のうえ助成実施の可否を判断し、理事長に報告する。なお、個別審査にあたり審査委員が直接の利害関係者となる場合は、当該委員を審査委員から除外する。また、選考結果はホームページにて公表するものとする。

- 2 理事長は運営委員会からの報告を受け、助成が妥当であると判断した場合に助成の実施を承認する。また、申請から承認に至る経緯は理事会に報告する。

(補則)

第6条 この規程の実施に必要な事項は、運営委員会の承認を得て理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、一般財団法人災害科学研究所の移行登記日から施行する。

附則 平成24年10月10日運営委員会改訂 / 平成25年3月15日理事会承認

附則 平成30年3月1日運営委員会改訂 / 平成30年3月19日理事会承認予定